

平成22年6月24日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

選挙管理委員会告示

- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任(59)..... 1
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任(60)..... 1
- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時(61)..... 1
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時(62)..... 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(63)..... 2
- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(64)..... 2
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(65)..... 2
- 参議院秋田県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時(66)..... 2
- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(67)..... 2
- 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数(68)..... 3
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(69)..... 3
- 選挙長告示**
- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(1)..... 3
- 参議院秋田県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(2)..... 3
- 選挙分会長告示**
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(1)..... 4
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(2)..... 4

選挙管理委員会告示

秋選管告示第59号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- | | | |
|-----------------|---------------|------|
| 1 選挙長 | 秋田市大町四丁目3番44号 | 田中伸一 |
| 2 選挙長の職務を代理すべき者 | 秋田市千秋矢留町7番44号 | 信夫秀紀 |

秋選管告示第60号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- | | | |
|-------------------|------------------|------|
| 1 選挙分会長 | 秋田市山王六丁目19番10号 | 小野康雄 |
| 2 選挙分会長の職務を代理すべき者 | 秋田市橋山登町5番36の709号 | 三浦泰茂 |

秋選管告示第61号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項の規定により、平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
- 2 日時 平成22年7月14日 午前9時30分

秋選管告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項の規定により、平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
- 2 日時 平成22年7月14日 午前10時

秋選管告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成22年6月24日 午後7時

秋選管告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第50条第2項の規定により、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成22年6月26日 午前9時30分

秋選管告示第65号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第50条第2項の規定により、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成22年6月28日 午後6時30分

秋選管告示第66号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成22年6月24日 午後5時30分

秋選管告示第67号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び同条第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定に基づき、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

候補者一人につき 35,795,500円

秋選管告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,609

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

221,737

秋選管告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成22年6月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,509
能代市山本郡	26,462
横手市	28,217
大館市	22,483
男鹿市	9,657
湯沢市雄勝郡	20,626
鹿角市鹿角郡	11,723
由利本荘市	24,217
潟上市	9,670
大仙市仙北郡	32,000
北秋田市北秋田郡	11,593
にかほ市	7,768
仙北市	8,635
南秋田郡	7,584

選 挙 長 告 示**選挙長告示第1号**

平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成22年6月24日

参議院秋田県選出議員選挙選挙長 田 中 伸 一

- | | | | |
|---|----------------------|--------------|---------------|
| 1 | 平成22年6月24日午前10時30分前 | 秋田市山王四丁目1番1号 | 秋田県庁正庁 |
| 2 | 平成22年6月24日午前10時30分以後 | 秋田市山王四丁目1番1号 | 秋田県選挙管理委員会事務室 |

選挙長告示第2号

平成22年7月11日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月24日

参議院秋田県選出議員選挙選挙長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
2 日時 平成22年7月9日 午前9時30分

選 挙 分 会 長 告 示

選挙分会長告示第1号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成22年6月24日

参議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長 小 野 康 雄

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙分会長告示第2号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成22年6月24日

参議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長 小 野 康 雄

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
2 日時 平成22年7月9日 午前9時45分

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号